

# 総務常任委員会

令和6年12月11日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎齋藤 文夫	○奥村 容子	溝部真紀子
嶋田 善行	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	真弓 啓	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	松本 暢之	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	今田 善友

## 3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 宮崎委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、宮崎委員、木澤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第48号 斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、また次の（2）議案第49号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についての2議案は関連する議案ですので、一括議題といたします

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

本2議案につきましては、令和7年4月から実施を予定する行政組織機構改革に関する例規整備についてでございます。

それではまず、議案第48号、斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

総務課長

（議案書朗読）

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせてい

ただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思ひます。

本条例は、文化財の計画的な保存及び活用の更なる推進を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、文化財に関する事務を教育委員会から町長部局に移管し、町長部局が所管する景観、まちづくり、観光振興等に関する施策と総合的かつ一体的に取り組むこととし、本条例を制定するものでございます。

制定内容についてでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による職務権限の特例に関する規定に基づき、文化財の保護に関する事務は、町長が管理及び執行することといたします。

次に、施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行することとし、処分、手続きまたは申請の行為等については、経過措置を設けているところでございます。

また、付則におきましては、関係事務等に係る条例の一部改正といたしまして、斑鳩町文化財保護条例、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例、斑鳩町文化財活用センター条例、春日古墳調査検討委員会条例及び斑鳩町史編さん委員会設置条例について、その事務等の管理及び執行者や庶務担当部局に係る規定などについて、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第48号 斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。こちらにつきましても、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

では議案書末尾、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いた

だきたいと思います。

本条例改正は、機能的な組織の構築を図り、更に効率的かつ効果的な行財政運営を推進するとともに、多様化する住民ニーズに対して、より質の高い行政サービスを提供することを目的として、本町の行政組織機構を再編することに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、各部の分掌事務の変更を行うもので、都市建設部が分掌する「文化振興に関すること」を教育委員会事務局に移管することとし、先の議案第48号により、教育委員会事務局が分掌する文化財の保護に関する事務を町長が管理及び執行することとし、「文化財の保存及び活用に関すること」として都市建設部に移管することといたします。

次に、施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行することとします。

なお、その他行政組織機構改革に伴いまして、関係する例規（規則、要綱）等につきましても、施行期日までに所要の改正等の整備を行うことといたします。

以上、議案第49号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、議案第48号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定にもとづき、議会初日の12月2日付で、議長から教育委員会へ意見聴取についての文書を発出し、翌12月3日付けで教育委員会より「異議がない」との回答を受けておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

今回、特に条例改正でいうと、教育委員会の所管であった文化財関係が、都市建設部関係にうつるということで、のちのちに考えられるのは、担当職員さんの異動等が発生するのかなというふうには考えていますけれども、それ以外の影響っていうんですかね、例えばこれまで連携してきた団体との関係とか、そういうところは支障はでないのでしょうかね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 これまでの関係団体、例えば文化財でありましたら、文化財保護審議会、関係機関とも意見のほう聴取いたしておりまして、別段異議はないということで、そのまま引き続き、順調にいくのかなというふうに考えております。

また、今さきほどおっしゃいましたように、都市建設部の部局のほうに移りますが、その目的としましては、ハードとソフトと、一体となってこれからのまちづくりを進めていきたいという思いがございますので、その思いのもと、引き続き、鋭意、事務事業を進めていくところでございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これ変わって、建設水道常任委員会、また総務常任委員会、所管はどうなってくるのかな。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 それぞれの所管と申しますが、今、文化財については、総務常任委員会なんですけれども、これについては、現建設水道常任委員会になるのかなというふうに思っております。

嶋田委員 今、そうおっしゃいましたけど、これ、いっぺん議運で相談しないとしゃあないですな。

委員長 その他ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 それでは順にお諮りいたします。

まず、議案第48号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございません

か。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第48号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第49号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第50号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

おはようございます。

それでは、議案第50号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教育次長

本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただき、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、11月の当総務常任委員会におきまして、その考え方等についてご報告をさせていただいておりました、すこやか斑鳩・スポーツ

センターにおける時間区分等の見直しを行い、施設の利用促進を図りますとともに、空調設備の整備に伴う設備使用料の設定及びスポーツ施設における町外在住者の利用に係る料金設定の導入等を行うため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容でございします。はじめに、(1) すこやか斑鳩・スポーツセンターにおける時間区分等の見直しといたしまして、アリーナ、サブアリーナ及び武道場の時間区分及び使用料について、現行の午前、午後、夜間の1日3枠から、ひと枠当たり2時間の1日6枠に見直しを行うものでございします。

令和5年度のアリーナの稼働率が年間83%となるなど、すこやか斑鳩・スポーツセンター(中央体育館)につきましましては、新たな施設予約等が困難な状況となっております。そうした中、現在、ご利用いただいているスポーツクラブ等にもお話を伺いいたしまして、その利用状況やご意見等も踏まえながら、より多くの方に利用いただけるよう、利用枠を増やしてまいります。

また、施設の使用料につきましましては、現行の料金を引き継ぐこととし、時間区分1回(2時間)につき、アリーナは2,200円、サブアリーナは260円、武道場は400円といたします。また、武道場を除きまして、半面の利用の場合は、それぞれ、2分の1相当額としてまいります。

裏面をお願いします。(2) すこやか斑鳩・スポーツセンター附属設備器具使用料における空調設備使用料等の設定でございします。

①として、現在、整備を進めております中央体育館の空調設備の使用料及び今年度に備品として購入をいたしましたチアマット等、附属設備使用料を新たに定めてまいります。先ほどの時間区分の見直しに伴い、附属設備器具全体の使用料を使用時間相当の料金に見直しをさせていただきますとともに、チアマットの使用料については、既存の新体操マットと同額の時間区分1回、2時間につき150円に設定をいたします。

空調設備の使用料につきましましては、電気代相当額の受益者負担をお願いすることといたしますが、町民のスポーツ振興及び利用しやすい環境整備として、電気代相当の2分の1の金額といたしまして、1時間につき、アリーナは1,100円、サブアリーナは200円、武道場は240円といたします。また、武道場を除き、半面の利用の場合は、それぞれ、2分の1相当額といたします。

また、②熱中症予防対策といたしまして、6月～9月の夏期期間につきましましては、

空調設備を常時稼働することとし、当該期間におけるアリーナ、サブアリーナ及び武道場の使用料は、空調設備の使用料の額を加算した額といたします。

最も多いアリーナの半面を夏場に利用した場合、施設使用料と空調設備使用料を合わせまして、時間区分1回（2時間）の利用で、2,200円の使用料となっております。これら空調設備に係ります改正等によりまして、現行の利用状況等から試算をいたしました電気料金から空調設備使用料を差し引いた町の負担額は、6月～9月の4か月間で、約270万円を見込んでおります。

続いて、（3）町外在住者の利用に係る料金設定の導入でございます。本町の住民が体育施設を利用しやすい環境を整備するため、下記に掲げる者として、「斑鳩町に在住又は在勤若しくは在学する者。複数人で使用する場合には、過半数が斑鳩町在住者である場合」、また、「教育委員会からスポーツクラブ登録の承認を受けた団体」、これら以外の者が使用する場合は施設及び空調設備に限る付属設備器具の使用料は、2倍に相当する額としてまいります。

続いて、2. 施行期日等でございます。

（1）施行期日といたしまして、本条例は、公布の日から施行することといたします。また、（2）適用区分として、この条例による改正後の斑鳩町スポーツ施設条例の規定は、令和7年4月1日以降の施設及び付属設備器具の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設及び付属設備器具の使用に係る使用料については、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第50号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何とぞ、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 エアコン使用以外の部分については、基本的に料金同等か下がっているということで理解していいですね。空調設備なんですけど、これ夏場は入れっぱなしにするって話ですね、これはなんでこういうふうにしはったんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 他市町村の事例等も参考にさせていただきました、昨今の熱中症対予防対策というようなところで、夏場についてはエアコンの方は常時稼働させるというようなところもございました。それプラス当町の、特にアリーナに関しましては、片面利用が非常に多くございます。片面の利用になりますと、片一方の利用者の方はエアコンいります、片一方はいらないというようなところの問題もあったところでございます。更にはバドミントン等風の影響のあるスポーツに関しましては、エアコンの問題もあったところでございますけれども、今回ご理解いただく中で風の出ないパネル式のやつを整備をさせていただいたというものも総合的に踏まえながら、このような形にさせていただいたところがございます。利用者の方にはやはり熱中症予防ということで命に係わる所でございますので、そのあたりご理解いただきたいというようなところで設定をさせていただいております。

木澤委員 これは事前に各登録団体にアンケートされたり説明する中で、こういうふうにしますよという案は提案して、一応特に異論はなかったという、そういうことで導入されたんでしょうか。それか聞かんと今回導入して実践する中で確認しようとしているのか、どっちなんですか。

教育次長 先ほど説明をさせていただきました時間区分の見直し等も含めて、利用団体には一部ご説明、ご相談をさせていただいたという状況でございます。

木澤委員 ぱっと見、エアコンの使用料も以前と比べて下げていただいた設定にはなっているかなと思うんですけど、いらないという方も強制利用することになってしまうのが、施設の利用抑制になってしまわないかなと心配をしたんで、そこのところはまた、運用をしながら利用者のご意見聞いていただいて、必要であればまた改正等も検討していただきたいというふうに思います。

それともうひとつ、その下の町外の利用者ですね、これ基本的に施設利用できるのは登録の承認を受けた団体やということで、基本的には町内の方で登録いただいているのかなというふうに思うんですけど、町外の方の料金が発生するケースというのはどういうケースになるんでしょうか。

教育次長 今現在アリーナにつきましては、町外の方、例えば県のスポーツ協会さん主催の大会でありましたりとか、他市町村のクラブさんの大会でありましたりとか、そういったところをご利用一部いただいております。実際の利用割合といたしましては、現状1割程度とはなっておりますけれども、今般空調の整備でありますとかいうようなところもございますので、今後利用のほうが見込まれることもございます、それと、あとやはり町民の方の税によって運用している施設でございますので、やはり町外の方との料金の差別化を図っていくということで、今回、町外料金の設定ということで導入をさせていただいたものでございます。

木澤委員 そしたら基本的に登録団体の申請ということであれば、町外利用という形にはならないということで理解してよろしいですね。

教育次長 おっしゃっていただいておりますとおり、町内のスポーツクラブの登録をいただいている団体さんにつきましては、町内の方の扱いでさせていただくこととしております。

委員長 溝部委員。

溝部委員 基本的なところで申し訳なんですけど、これは空調設備ということで、暖房とかも含むんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 こちら夏場につきましては、やはり熱中症予防というところでこのような形で4か月間稼働をさせていただき、それ以外の期間につきましても暖房としての利用も可能になっておりますので、その場合は申請をいただきまして、この時間相当の分電気代相当の使用料を頂戴する形で運用していくということで、今、現在考えております。

委員長 そのほかにもございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第51号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

それでは続きまして、議案第51号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教育次長

本議案の内容につきましても、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただき、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をお願いいたします。

本条例改正につきましても、議案第50号と同様に、11月の当総務常任委員会におきまして、その考え方等についてご報告をしておりました、すこやか斑鳩・スポーツセンター(中央体育館)の空調設備使用料の設定等も踏まえまして、斑鳩町立学校の体育施設開放による体育館の利用において、熱中症予防及び施設の利用促進の観点から、体育館のエアコン設備使用料の見直しを行うため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、体育館のエアコン使用料の見直しといたしまして、体育館の利用に

係るエアコン設備使用料について、現行の1時間につき2,000円から、2分の1相当額の1時間につき1,000円に見直しいたします。

続いて、施行期日等です。

(1) 施行期日として、本条例は、公布の日から施行することとし、(2) 適用区分として、この条例による改正後の斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の規定は、令和7年4月1日以降の付属設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の付属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第51号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何とぞ、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 溝部委員。

溝部委員 1時間につき2千円から千円に見直しいただいたということは、住民さんはちょっと高くて利用しにくいなという声もあったので、ありがたいことかなと思っております。先ほどのすこやか斑鳩スポーツセンターは、時間の区分を見直しされたということですがけれども、この町立学校の体育施設は時間の区分というのはどんな感じなのか教えていただけますか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 学校施設の時間区分の関係でございます。平日のほうが各学校2コマということで、17時から19時、19時から21時の平日は2コマとなっております。土曜日曜日祝日は6コマとさせていただいておりまして、9時から21時までの間、それぞれ2時間ずつ、先ほどの中央体育館と同じ2時間ずつで区分の方は設定をさせていただいております。

溝部委員 前からそういう形だったんですね。



議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第51号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第54号 令和2年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について(追認)、また次の(6)議案第55号 令和6年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について(追認)の2議案は関連する議案ですので、一括議題といたします。

また、この2議案につきましては、3.各課報告事項の(1)町議会の議決を経ずに取得した財産に係る再発防止策についても関連しますので、あわせて理事者の説明を求めます。 仲村教委総務課長。

教委総務

おはようございます。

課長

それでは、1.付託議案の(5)議案第54号 令和2年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について(追認)及び(6)議案第55号 令和6年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について(追認)について、ご説明させていただきます。

初めに、議案第54号 令和2年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について(追認)についてであります。議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教委総務

本議案につきましては、全国の他の自治体において、必要な議決を経ずに教師用教科書及び指導書などを購入した事案が報道されていることを受け、文書が存在する過去5年度分と今年度分とを確認したところ、議会の議決を経ずに、契約を締結し、財産の取得を行っていたことが判明したものであり、財産の取得に係る契約の法的効力を確保するため、追認の議決をお願いするものであります。

課長

それでは、本議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1.件名についてであります。令和2年度斑鳩町立小学校教師用教

科書及び指導書購入となります。

次に、2. 名称及び数量についてであります。教師用教科書733冊、教師用指導書763冊となります。

次に、3. 契約方法についてであります。随意契約となります。なお、教師用教科書及び教師用指導書は、定価販売であること、また、教師用指導書は、奈良県で1社となります。特約供給所のみが、取扱いを行っておりますことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、競争入札に適さないものに該当するものとして、特約供給所の事業者と、随意契約を締結したものであります。

次に、4. 契約金額についてであります。1, 116万8, 305円となります。

次に、5. 契約の相手方についてであります。所在地は、奈良県北葛城郡広陵町馬見北3丁目2番31号、会社名は奈良県教科書株式会社、代表者は代表取締役社長 喜田秀夫となります。

次に、6. 契約年月日についてであります。令和2年4月1日となります。

続きまして、議案第55号 令和6年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について（追認）について、ご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務  
課長

それでは、本議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1. 件名についてであります。令和6年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書購入となります。

次に、2. 名称及び数量についてであります。教師用教科書871冊、教師用指導書870冊となります。

次に、3. 契約方法についてであります。随意契約となります。なお、随意契約理由は、先にご説明いたしました議案第54号と同様となります。

次に、4. 契約金額についてであります。1, 602万9, 633円となります。

次に、5. 契約の相手方についてであります。所在地は、奈良県北葛城郡広陵町馬見北3丁目2番31号、会社名は奈良県教科書株式会社、代表者は代表取締役

社長 喜田秀夫となります。

次に、6. 契約年月日についてであります。令和6年4月1日となります。

この度は、議決をいただくことなく、契約を締結し、取得したことにつきましては、大変、重く受け止めております。大変、申し訳ございませんでした。

今後、このようなことがないように、財産の取得など、議会の議決を経るべき事項について、事務マニュアルの作成及び職員間におけるチェック体制の強化により、組織的な再発防止対策の徹底に努めてまいります。

以上、1. 付託議案の(5) 議案第54号 令和2年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について(追認)及び(6) 議案第55号 令和6年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について(追認)についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

中尾政策財政課長。

政策財政  
課長

続きまして、各課報告事項(1) 町議会の議決を経ずに取得した財産に係る再発防止策についてご報告いたします。

先ほど、今後、このようなことがないように、財産の取得など、議会の議決を経るべき事項については、組織的な再発防止対策の徹底に努めてまいり、ご説明をさせていただきますが、私のほうから、具体的な再発防止策の内容につきまして、ご報告させていただきます。

まず、今回の原因につきましては、消耗品については、単価が少額でかつ短期で消費することが多いことから、動産にあたらぬという誤った認識を庁内全体が有していたことにありましたことから、契約手続きに係る標準的な解釈・指針を示すものとして、「契約事務の基本」となる手引きを作成し、職員全員に周知をしております。

また、議決対象案件につきましては、予算編成時に財政担当課で確認・精査を行うとともに、事業担当課におきましては、今回新たに作成いたしました「契約事務に係る確認項目リスト」に基づき事務を進めることで、契約事務全般について、不適正な事務手続きの防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りま

すようお願い申し上げます。

以上、町議会の議決を経ずに取得した財産に係る再発防止策についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 今回の対応については、町として誠実な姿勢で対応していただいているなというふうに理解はさせていただくんですけども、そもそも消耗品は財産じゃないという認識で処理をされていたということですけども、財産の定義ってなんなのかなというふうに思うんです。先日も建設水道常任委員会ですら、式典にかかった経費が財産としてずっと残っていたということで、それは財産なんやというふうにちょっと不思議に思ったんですけど、今回物品の購入して物があるのに財産じゃないってなっている、そこが、これまで整理されてこなかったからこんなことになっているんでしょうけど、財産の定義についてはどう認識したらいいんでしょうか。

委員長 加藤副町長。

副町長 これまでの町の認識といたしまして、もともとこの地方自治法に定められていることばというのが、議決案件としては斑鳩町の場合でしたら、財産の取得及び処分については700万以上は議会の議決を経るということになっていまして、その財産につきましては、同じ自治法の中では財産については、現金、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外の物ということで掲げておられまして、法律の解釈でいきますと、物品等すべてにおいては基本的には財産の取り扱いということが今回確認させていただいております。

これまでの町の認識としての財産の取り扱いについては、これまでも消防ポンプ車であったりとか、塵芥収集車であったりとか、一定そのものひとつが、ひとつの物体が一定の償却資産、町の場合ですと今償却で資産として扱っているのは3万円以上の物品については備品として取り扱いをしておりますので、そういったものが財産に当たるという認識をさせていただいておりましたけども、地方自治法の解釈上でいきますと、そういった除外規定がまったくございませんので、基本的にはすべてにおいて、財産ということで、今回こういった形で整理をさせていただいたと

いうこととございます。

木澤委員 今、副町長3万円以上のものということで、3万円以下のものがいっぱい集まった時というのはどうなんですか。

副町長 今、申しあげましたように、これまでの町の認識としては、備品として取り扱いをしておりましたのが3万円以上物品でございましたので、そういったものについては集まれば財産に該当するだろうということで、以前にも学校関係で使用しますタブレットの関係につきましては、こういった形で議案の方提出させていただいておりますので、それ以外のものについては、これまでの認識としては消耗品です、それには当たらないということでこういった取り扱いになっていたということです。

木澤委員 そうすると、今後はそれもなくなりますよということで理解していいんですね。

副町長 はい、そのとおりでございます。

木澤委員 そうすると、昨日も確認されていたんですけども、基本的には消耗品は除外規定になっていたけれども、それ以外の部分で財産にみなさないというふうに規定していたものというのはいないんですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 過去5年間調べましてもそうですし、これまで先ほど副町長のほうが説明させていただいた消防ポンプ車であったり、そういった備品取得については議会の議決を経ましたので、これら今3議案議会の出させていただいているんですけども、これら消耗品に係る以外のものについてはございません。

木澤委員 今回契約についての議決がなかったということですけども、当時予算については当然計上して議決も得ているということで理解していいですか。

総務部長 そのとおりでございます。

木澤委員 あとですね、今回5年に遡ってということで、令和2年度と令和6年度についての教科書の指導書ですかね、出していただけてますけども、この間抜けているのは700万円にいたっていないからということで、購入しても契約の対象にならなかったということで理解してよろしいでしょうか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 この間、中学校の教科書改訂が令和3年度にありましたが、これについての取得額は700万円未満ということで、議会の議決の不要な額ということになってございます。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 令和2年と令和6年で、令和2年のほうやったら、教員用の教科書が733、指導書が763と30冊違うんですけど、今回は1冊ぐらいしか変わらないんですけど、数字的にどう理解したらいいんですか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 こちらの指導書につきましては、基本的には教科書にあわせて1冊ずつ買うというところもあるんですけど、指導書につきましては、それぞれの教材ごとにDVDの冊数が違ったり、それぞれデジタル教材の冊数が違ったりということで、6年度のほうが近くなっているということでございます。

宮崎委員 こんだけ違うということは、今増えていますよね、教員さんがこんだけ増えているということで理解していいのかな。

教委総務課長 購入冊数の違いにつきましては、まず一部の教科において学年により教科書が分冊となって増えていることと、あとは学級数のほうが少し増えたということで、令

和2年度と令和6年度で比べますと、令和6年度のほうが多いという要因となっております。

委員長 そのほかございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

それでは順にお諮りいたします。

まず、議案第54号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第55号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

政策財政  
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の、第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて4,620万円の増額、第4節 児童手当負担金で、受給者数が当初見積りを上回ることから、974万5千円の増額、第5節 医療対策費負担金で、未熟児養育医療費給付費が当初見積りを上回ることから、58万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の、第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されるにあたり、戸籍に記載する予定の振り仮名を通知するための費用が補助対象となることから、387万3千円の増額、第2目 民生費国庫補助金の、第1節 児童福祉費補助金で、幼稚園型一時預かり事業委託料が当初見積りを上回ることから、68万円の増額をお願いするものであります。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、あわせて2,452万円の増額をお願いするものであります。

11ページから12ページをお願いいたします。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の、第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が当初見積りを上回ることから、子ども医療費補助金199万4千円の増額、国庫補助金と同様の理由により、子ども・子育て支援交付金68万円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、67万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第22款 町債、第1項 町債では、第6目 教育債の、第5節 中央公民館誘導灯改修事業債で、経年劣化している避難用誘導灯を改修するにあたり、地方交付税措置のある町債を活用することから、60万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

13ページから14ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正に

ついてであります。本補正予算では、本年の人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。それ以外の、主な歳出の内容について、ご説明をいたします。はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、会計年度任用職員の増員等に伴い、第1節 報酬で、297万円の増額をお願いするものであります。第10目 防犯対策費では、自治会防犯灯の電気料金の高騰等により、光熱水費67万円の増額をお願いするものであります。

15ページから16ページをお願いいたします。第3項 戸籍住民基本台帳費では、歳入で申しあげました戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されるにあたり、戸籍に記載する予定の振り仮名を通知することに伴い、第11節 役務費で、114万8千円の増額、第12節 委託料で、272万5千円の増額をお願いするものであります。

17ページから18ページをお願いいたします。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて1,968万1千円の減額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、歳入で申しあげました子ども医療費の助成等が当初見積りを上回ることから、あわせて791万6千円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげました障害者の介護給付・訓練等給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて9,240万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護給付費や地域支援事業費が当初見積りを上回ることに伴う繰出として、あわせて2,217万3千円の増額をお願いするものであります。

19ページから20ページをお願いいたします。第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、電気料金の高騰等により、光熱水費199万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげました幼稚園型一時預かり事業委託料が当初見積りを上回ることから、第12節 委託料で、204万円の増額をお願いするものであります。第2目 保育園費では、第10節 需用費で、電気料金の高騰等により、光熱水費83万1千円の増額をお願いするものであります。第4目 学童保育運営費では、利用児童が増えたことに伴い、支援員・補助員の勤務時間等が当初見積りを上回ることから、775万5千円の増額をお願いするものであります。

21ページから22ページをお願いいたします。第5目 児童手当支給事業費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました児童手当の受給者数が当初見積りを上回ることから、1,200万円の増額をお願いするものであります。次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種委託料が当初見積りを上回ることから、1,382万6千円の増額をお願いするものであります。第3目 母子衛生費では、精神保健相談について、事業所委託としたことなどから、会計年度任用職員給料など、あわせて312万5千円の減額をお願いするものであります。第6目 火葬場費では、点検の結果、対応すべき保守等が必要となったことから、修繕料633万6千円の増額をお願いするものであります。

23ページから24ページをお願いいたします。第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費で、戸別収集モデル事業の実施にあたり、第10節 需用費で、消耗品費208万5千円の増額をお願いするものであります。

25ページから26ページをお願いいたします。第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、商工業者債務保証料補給が当初見積りを上回ることから、150万円の増額をお願いするものであります。

27ページから28ページをお願いいたします。第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第2目 下水道費で、下水道事業会計における人件費の補正等に伴い、あわせて49万3千円の増額をお願いするものであります。

29ページから30ページをお願いいたします。第9款 教育費、第2項 小学校費及びその下の第3項 中学校費では、物価高騰への対応として、小学校給食補助金91万2千円の増額、中学校給食補助金170万9千円の増額をお願いするものであります。

31ページから32ページをお願いいたします。第5項 社会教育費、第2目 公民館費では、歳入で申しあげました経年劣化している避難用誘導灯を改修することから、76万6千円の増額をお願いするものであります。第6目 文化財活用センター管理運営費では、第10節 需用費で、電気料金の高騰等により、光熱水費161万3千円の増額をお願いするものであります。

33ページから34ページをお願いいたします。最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、6,935万7千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてであります。第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費の戸籍振り仮名通知事業において、本年度末までの完了が見込めないことから、387万3千円の予算措置をお願いするものであります。次に、第3表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、中央公民館誘導灯改修事業で限度額60万円の追加をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政課長 以上で、議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会で、その所管に関する内容については説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 当初見積りよりも増えていうことでいろいろ説明ありましてんけど、当初見積りより増えてで9千万円増える、1千万円増える、ここらへんは当初見積りどうされているんですかね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 当初予算の予算における積算につきましては、おおむね10月ないしは11月の実績とそれも基づく決算見込みを見た中で、予算編成を行っているところがございます。そうした中で当初予算を組む中では、現時点、いわゆる12月補正で補正をする額を基準に予算のほうを措置しているところがございます。そのあとの例えば大きな人数の増減であったり、あるいは単価の上昇であったり、そういった部分

で影響が生じるものを見込みながらというよりか、そういったものをちょっと横へ置きながら当初予算のほうを算定しているところでございまして、結果、当年度です、5年度予算編成で、6年度予算では現時点ではいわゆる不足が生じる場合もあるということで、行っているところでございます。以上です。

嶋田委員 おっしゃっていることはわかるんです。そやけど当初予算より9千万円増えるとかね、以前にありましたわね、リフォームの関係で、500万ほどでしたか、それが8,500万増えたと、突発的なことだったらわかるんです。そやから今回もそういうことがあったんかどうか。これ、所管違うさかいに詳細についてはわからんけども、そこらへんが総務部長、昨日でておられたんで、厚生常任委員会に、そこらへんお聞きやったらちょっと教えてください。

総務部長 今、おっしゃいますように、1億あまりの補正をさせていただいている現状です。それについては先ほども申しあげました説明と、ある程度例年の動きとは別の動きがあったのではないかとということで、私自身承知しているところでございます。

そういった中で今回、特に民生費の関係です、そういったところで大きな補正があったのかなというふうに思っております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

総務課長 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第62号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体

の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第62号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、規約の変更文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議案書末尾、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について(要旨)をご覧いただきたいと思えます。

本件につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき奈良県知事に許可を申請するにあたり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第62号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第62号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで10時20分まで休憩します。

( 午前10時05分 休憩 )

( 午前10時20分 再開 )

委員長

再開します。

次に、(9)陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理についてを議題とします。

議会事務局長の説明を求めます。 福田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、陳情文書表を朗読します。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務  
局長

2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情の趣旨は、現在、町は下司田池の管理方針として、下司田池の水位を大幅に下げる減水管理を行っている。また、当池は、「防災重点農業用ため池」に指定されており、消防水利として、町が維持管理を行っているが、減水により、渇水状態

となっている。

南海トラフ地震が起こった場合、火災の消火にため池の水が使用されるため、消火に必要な水位の調査検討や、漏水箇所やひび割れ箇所等の修理の検討を引き続きお願いしたい。

また、池はカワセミなどが来る自然が残る環境のため、自然環境を守りつつ安全安心にあるためにはどうすれば良いかを検討し、ため池として存続をお願いしたいとのことです。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたが、陳情第1号において、町が減水管理を行っていること、また「防災重点農業用ため池」に指定され、町が消防水利として維持管理を行っている」と記載されていますが、減水管理を行った経緯と管理の状況について、理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長

おはようございます。それでは、ご説明させていただきます。

令和6年9月18日開催の本委員会においてご報告させていただいているとおり、現在、本町の普通財産として管理、奈良県の防災重点農業用ため池として指定されています下司田池につきまして、昨年度に実施いたしました「ため池耐震性調査業務」において、「非常に強い地震動に対する耐震性能がない」との診断結果を受け、巨大地震が発生した場合、堤体が沈下し、貯留水が下司田池東地域、幸進町と小林ハイツ住宅へ流出し、冠水被害が発生することから、ため池耐震性調査を踏まえ、完全な落水を前提とし、隣接する自治会長、幸進町と小林ハイツ住宅、旭ヶ丘の自治会長様でございまして、ご説明をさせていただきます、ご理解をいただいく中で、大幅に水位を下げる減水管理を行っているところでございます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、委員皆様の質疑又はご意見をお聞きします。

宮崎委員。

宮崎委員

この陳情書についてなんですけれども、私もこれ、色々、これ聞いているんですけども、町の方針としては、これから先どういうふうにしていこうと思っておられるのか、お聞きたいんですけども。それと、私らの意見としましては、これ、

町民の税金で管理しているわけですが、果たしてこれ農業水路って言うけれども、ここは農業はやっておられないということは、ちらっと聞いたのですが、なぜ、そこまでしてこれを管理していかなければいけないのかということ、あとは、南海トラフですか、大きな地震がきたら、西和消防でため池の水を使うことになるって書いてあるけれども、西和消防はなにか斑鳩町のほうに言ってくるのか、そのへんをちょっとお聞きしたいのですが。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 まず、今後の利活用につきましては、地元の自治会長、周辺の3自治会の自治会長を含め、自治会のみなさまのご意見を賜りながら、活用の方法につきましては検討してまいりたいと考えているところでございます。2点目の現在のため池の関係でございますが、すでに受益者は存在しないため池となっております。また、奈良広域消防組合の関係につきましては、特に町のほうに対して申し出等というのはございません。以上でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 さきの議会運営委員会でも、いくつかの点について確認はされてましたけれども、改めて付託を受けた委員会としてですね、確認させていただきたいというふうに思うんですが、今、宮崎委員のほうから農業用ため池の位置づけについて確認されましたけれども、それについての管理っていう点でいうと、受益者はいないということなんで、要はあとは災害がおこった際に決壊しないかどうかという点になると思うんですが、まず、この点でいうと減水管理をされているということですが、水位がちょっと分からないということでしたけれども、今、大きな地震が来て、あそこ耐震性がないということ、壁が崩れたりすると、水は流れていってしまっ、影響があるのか、そこはどうなんですか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 耐震性の調査において、まず、ため池の地層のところなんですけれども、地層が

課長 砂地のところがございまして、そちらのほうで巨大な地震のゆれで、液状化になります。液状化になった場合、東側の堤体の部分が、もたなくなってしまうような想定のような調査結果が出て、今の現存の高さが、堤体がぐちゃっとなるところからオーバーフロー、貯留水がオーバーフローした形になって、東側の下流域、幸進町、小林ハイツの方向に貯留水が流出するっていう調査結果がでてきているということになります。

木澤委員 今、減水しているけれども、今の状態でも崩れたら、流れ出るっていうことなんです。

安全安心課長 まだ、残っておりますので、その程度っていうのは、まだ水は、限りなく少なくはさせていただいているところですが、その堤体がどのような地震度によって、堤体がどこまで崩れていくかっていうところまでは、ちょっと想定ができないところではあります。限りなく今、水を少なくさせてもらう減水管理を行っているという形でございます。

木澤委員 今回、この陳情を受けてですね、まず早急に応急的な対応が必要なのかどうかという点を確認しないと、今後の対応についても、ちょっと検討できないのかなというふうに思うんですけれども。今、地震が来て、残っている水があふれて、近隣に被害が及ぶということであれば、まずその対策が、最優先に必要じゃないかなというふうに思うんです。これがすぐ、補修をするのかっていうのと、私、まず水をいったん抜くっていうことが必要じゃないかなと思うんです。それについて、方法はいろいろあると思うんですけれども、前回、9月ですね、町のほうから報告を受けて、この対応を考えるのに、今後の方向性を定めて対応していく必要があるのではないかとということで、私、意見言わせてもらったんですけれども、ただ、緊急性については、今大丈夫やという認識をもっていたんですけれども、今聞くと、そうではないっていうことやと思うんです。そのところはどうか考えはるんですかね。

安全安心課長 今後の利活用につきましては、さきほども申しあげましたように、周辺の自治会長、自治会さんのほうに協議を行いまして、活用させていただきたいと思っております。あと、水の完全な落水も含めて今考えておりますが、仮に、そこが完全に、

水が抜いた状態になりますと、逆に、今度、粉塵被害が出てくるおそれがあるという中で、今、限りなく抜ける範囲のなかで、減水管理をしているというかたち。

おっしゃるように、今後の利活用を含めて考えていくべきですけれども、そちらのほうについては、また、自治会さんをご相談させていただきながら、今後の方針については、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

木澤委員 今、私の言うたことと矛盾するかもしれませんが、火事になった際の、放水するのにこの水使うじゃないですかということで、そういう点でいうと、水が今ここにないと、ダメなのかどうなのか、その点についてはどうなんでしょうか。

安全安心課長 ため池があつての二次利用ということで、消防水利のほう、従前から指定されていたという認識でございます。昔、幸進町なり、旭ヶ丘地域の領域については、かなり水道の管路が細い管路が埋設されているなかで、今の現状でいきますと、大本管、200管路、100管路がその周囲にございます。また消火栓についても、その区域については包含できる消火栓がございます。

また、水道管についても、その耐震性がある管路がすでに埋設されているなかで、ご指摘いただいている、万が一、巨大地震で、管路がなったとしても、一部はループできるかたちの管路にもなっておりますので、そちらのほうは、なんとも言いえないところですが、水道管の消火栓でカバーできるのではないかと考えております。

また、万が一、今後、検討するなかで、ため池機能と同じような防火水槽とかがついているのを、当然、求められるところでございますので、そちらのほうについては、防火水槽で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

木澤委員 これも以前に確認させていただいたことあったんですけれども、今、水道管とか消火栓のほうで対応できるじゃないかとおっしゃいましたけれども、広域消防のなかでの、この位置づけですね、がどうなっているのか、再度、確認させていただきたいと思います。

安全安心課長 広域消防のいわゆる、水利としては、指定はされておられません。万が一、消火栓が破損で使えないという状況であれば、ため池のなかに水があるとすれば、そこを

どないかしてでも、取水、給水するというかたちにはなりますが、第一次的には消火栓を、第一次的に取水しにいくとかたちに現在はなっております。

木澤委員 今回、この陳情を受けてですね、陳情者の方は、ため池として、保持してほしいということなんですけれども、以前から、このため池につきましては、埋め立てて公園にするのかとか、意見が地元でも分かれていたというふうに思うんです。

今、消防の時に、消火に必要な水位を再調査していただきたいということで、陳情出てきてますけれども、そうした調査をするだとか、方向性を検討するだけの期間、時間ですね、があるのかどうか。早急に対応せないかん部分と、今後の方向性を検討するのに、時間的余裕があるのかどうかという点でいうと、町の認識は、どんなかたちで思っているんですかね。

例えば、私、今回、この陳情を受けてですね、旭ヶ丘自治会の方からということで、陳情出てきてますけれども、これは例えば、自治会の総意なのか、そうか、個人で出してきてはって、地元の意見がまとまらないなかで、採択すべきかどうかという、判断が今つかないんです。この点については、さきほど、3つの自治会が、隣接されているってことで、こうした方々にも意見を聞いたのちに、この陳情については、判断したいというふうに思ってます、できたら、継続審査として取り扱っていただいて、次、3月議会に結論出すようなかたちで、この間ちょっと、調査をさせていただきたいなというふうに思っているんですけれども、その時間があるのか、ないのかという点でいうと、どうなのかなというふうに思っているんですけれど。

安全安心 時間軸で申しあげますと、9月の18日でもご説明させていただいているとおり、課長 耐震性がないというなかで、減水管理で今管理をしているというかたちになります。いつ地震がおこるか分からないという状況のなかでございしますが、さきほどからご説明させていただいているとおり、整備の方向性については、地元さんの、ご意向もちょうだいするなかでということで、時間軸っていうところは、できるだけ早いかたちでは方針を定めてまいりたいとは考えているところでございます。

木澤委員 ですので、私は今後の方向性を検討するにあたって、地元の方の、いろんな方の意見を聞きたいなど。そして早急に必要な対策として、一旦粉じんは舞うかもしれ

ませんけども、水を抜いておけば、地震がきたときに例えば決壊しても水による被害はないかなと思うんです。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 今、木澤委員がおっしゃっておりますとおり、完全に減水管理をする中でしたら、大きな影響というのは考えられないのかなと。満水時、あるいは一定の水があれば、その分堤体がぐしゃっといって流れますよというような形なんで、ただ、課長も申しますように、埃の部分ですね、そういった部分がありますけれども、そういった部分を除けば減水管理した中では、きっちりと減水管理さえできれば、一定の時間はあるのかなというふうに思っております。

木澤委員 じゃあ、きちっと町として管理できるというふうに理解してよろしいでしょうか。

総務部長 減水管理をさせていただきながら、いわゆる点検をですね、そういったものもおこなって、今でもやっているんですけども、そういった形で管理をしていくという形で。どれほど時間がかかるかっていうのはわからないんですけども、そういった形で管理の方を進めていきたいというふうに考えております。

木澤委員 あと先ほど防火水槽という意見も出ましたけども、町として今後どういうふうに管理していこうかというふうに、今の段階で何か考えている方向性ってあるんですか。

総務部長 周辺の自治会の皆さんがどういったご意見をいただけるのかっていうのはわからないですけども、例えばあの地点が水利の弱点地域になっていけば防火水槽というのも必要でありましょうし、地元のことを考えればそういった機能も、仮に利活用させていただけるならば、そういった機能も盛り込んでいければなというふうに考えておるところでございます。

木澤委員 私としてはこの陳情を受けてですね、先ほども申しあげましたように、ちょっと調査をしたいというふうに思いますんで、この議案については継続審査にしていた

だけるとありがたいと思います。町の方もですね、地元のほうに意見を聞かれるということなんで、次の3月までに意見がまとまるかどうか分からないですけども、町としても今後の方向性については探っていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長 中川議長。

議長 曾谷課長の3回前の答弁で、消防水利に指定されてますという言葉が出てんな。そして2回前の木澤委員が確認したときには、広域消防では消防水利として指定されてませんって言ってんな。どっちやねんやろ。

安全安心課長 消防法で定める消防水利の指定につきましては、広域消防組合の消防長が消防水利として定めるという規定がございまして、そちらのほうについては、奈良広域消防組合では、消防水利の指定はされておられません。

奈良広域消防組合、西和消防組合、その前が斑鳩町の消防団がやっているときなんですけども、こちらの方ちょっと古い資料を紐解きますと、昭和42年ぐらいに各管理の水利組合さんのほうに対して、一応、消防水利としての利活用をさせていただきたいということで、水利の協力金という形で過去からお支払いもさせていただいていたという経緯を踏まえて、現在の消防法で定める消防水利ではありませんが、有事の時には水をお借りするという形の消防水利という表現でご理解いただきたいというふうに考えております。

議長 だから当時、昭和42年に消防水利として指定されているというんか、どない言ったらいいのかわからんけども、それを今の奈良県広域消防に引き継がれてないだけではないの。

安全安心課長 ため池もいつ落水して、水が一旦農繁期をすぎますと、落水して乾かす時期がございます。そこを消防水利として指定してしまうと、例えば周辺で火災があったときに、現着でその水利の車を走らせたところが、水がないという状況になってしまいますので、そちらのほうは、第1番目は消火栓のところを消防水利として消防車走っていきますので、そちらの方、万が一無い可能性もありますので、そういう

意味では消防水利としての指定はされていないという理解をいただきたいというふう  
に考えております。

議 長

奈良県広域消防からは指定、消防水利として指定されていないということやけど、  
当初、昭和42年には有事の時にはその水使わせてくださいねと、消防の方から言  
われているんやんな。消防水利というのは指定されていないから言いにくいけど、常  
時使用できるように維持管理するということになってるから、斑鳩町の普通財産と  
して池を持っている以上、やっぱりきっちりと管理、減水で今管理や言われたら、  
さっき課長言ったようにやで、水道だけでいけるかどうかもはっきりわからないと  
いうことやからね。やはり池やねんから水を貯められるような状態に整備はするべ  
きちゃうんかな。それを今、木澤委員がいうように、こういう、例えば半分公園に  
する、そこへ防火水槽か、入れる、そして西側、高いところに住宅がある方は池と  
して残すというような、いろんな方向性を定めてからの話やろうけど、きっちりあ  
の池、今の状態ではあかんと思うねんな。ずっと水抜いて置いておくというわけに  
はいかへんと思う。そこら木澤委員言ったように、町としても3自治会の人と意見  
聞いてきっちりとした方向性を出していただきたい、そのように思います。

委員長

ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

以前に聞いたんやけども、あそこの家は周辺からの水を集めてなった池やなしに、  
湧水、自然に水が出てきていると、そういう池だと聞いたんですけど、実際はどう  
なんですか。

委員長

曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長

おっしゃる通り、以前はポンプでくみ上げたというところの取水の仕方もあった  
ように聞いております。今現在そのポンプは、井戸は取られておりますので、完全  
にこのエリアだけで降った雨がそちらに、下司田池に入る構造になっております。

嶋田委員

ということは、あんまり水は増えないということで考えてよろしいんですかね。

安全安心  
課長  
嶋田委員 雨の、エリアの雨だけが貯留されるという形でございます。

嶋田委員 今、おっしゃったようにそういう意味で水位を低くしても、あまり水かさは時間が経つと増えるということは考えにくいから、水位を低くして地震に備えるという考えでやっておられるわけですか。

安全安心  
課長  
嶋田委員 おっしゃる通りでございます。

嶋田委員 あのね、そりゃ池は堤防つぶれたって、水が少なかったらそんだけの部分ですみますわ。そやから池の周りも、池がつぶれたら周りいうの、今高さがこんだけとしたら池つぶれたらこんだけの高さになってきますわな。ほんなら周りも池の方につぶれてくる可能性もありますわな。そやから池だけのことを考えると、周りのことも考えたら、今、池は耐震性がほとんどないということであれば、それを放置するのではなしに、池の耐震化率を上げる、耐震性を持たせると、つぶれにくくすると、そういう考えには、なれへんわけですか。

委員長 中西町長。

町長 今、嶋田委員言われるように、確かに堤防が沈下するということ、下がる分、横に土が盛り上がっていきます。それによって隣接する家屋にも影響をきたすわけでございます。言われるとおりでございます。ただ、池を整備するということになればですね、池の堤防の内側外側全部ふちを改良して固めていく、そのような工事が必要になってまいります。その工事の費用といたしまして、だいたい今の下司田池の規模を見ますと、費用的には約2億ぐらいの予算がかかってまいります。

それだけの費用をかけてその池を守っていかな、あかんのかということも考えないとあきませんので、仮に防火水槽、防火の関係となれば、その代わりに防火水槽をつくることによって、これだったらわずかな金額でできますので、池をそのまま残すということは町としては全然考えていく気持ちはございません。

嶋田委員 何も池そのまま残せとは言っていないんですわ。耐震性を持たせと言っているんですわ。そやからあと地域の方の総意で、ほかの用途に使おうとままだけども、とに

かく耐震性をもたせと、持たせてくれと、そういうふうには私は考えているわけですか。

というのは、先ほど付近3自治会言わはったけど、ずっと龍田大橋のところまで住民さんら住んでありますわな。あれつぶれたら土砂がざっと流れてくるわけですか。ほんなら被害的には大きい面積になってくるわけですか。そやから、どうにかして耐震性をもたせて、それであと用途は別の話ですわ、何使おうと。それは付近の住民さんの総意でええわけですわ。ただし何するにせよ耐震性もたさなあかんわけですわな。そやから用途何使うとかは住民さんの意見であって、私らが考えるのは、とにかく地震が起こった時に被害がでんようなことを私らは考えたらええん違うかなと。そういう意味で、とにかく耐震性がない箇所、耐震性をもたせてくれと、そう思うわけなんです。そやから費用がかかるのはわかりますわ。あんだけの池、液状化になる、それを止めるについてもいろんな今、方法があるとは思いますが、費用が高くなるというのはわかります。ただし、いろいろ考えていただいて、とにかく耐震性をもたす場所にしてほしいという思いですわ。

町 長

耐震性をもたすということでございます。これにつきましては、一番費用的に簡単な方法と申しますのは、やはり今、水を抜く、水を抜くことによって液状化というのを防ぐことができます、それと上の堤防の荷重を軽くする、今の堤防である程度、上の方撤去してしまうというような方法を取れば、十分耐震性は持たせるわけでございますんで、今の池を保存して耐震性を持たせるという考えは町としては考えられないということでございます。

嶋田委員

僕としてはね、耐震性がない下の方に住民が住んでおられる、またその耐震性のない場所の上部にも人が住んでおられる、そういうところをとにかく地震が起こった時に大地震が起こった時に、被害を少なくするという意味で今、言っているわけで、あとは町の考えにお任せすると。

私自身は当委員会としては、用途は付近住民の判断で結構やと、ただし、耐震性がないところを耐震性をもたせてくれと、そういうふうな意向で、これは継続やなしに、当委員会としては結論づけたほうがいいのではないかなと、このように思います。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回の嶋田委員の意見なんですけども、私も応急処置っていうんですかね、耐震性をもたすということは必要やというふうに思うんですけど、ただ、それを持たせたのちに整備をしていく、池として残すのか、埋め立てて公園にするのか、それによっても耐震化の仕方って違うかなというふうに思うんです。

委員長 中西町長。

町長 耐震性ということを言われてますけど、池の堤防があることによってそれが下がるわけなんです、堤防がなくなれば問題ないんです。同じ条件は下の下流側もみな下に砂の層がありますよってに、地震が揺れればそうなります。水があることによって、そこに水が揺らされて、液状化する、しますんで、堤防の重みで下がるんです。その重みを取ることによって、周りの地形と同じ形になりますんで、その辺は全然問題ないと思います。

木澤委員 ちょっと休憩してもらえますか。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時55分 休憩 )

( 午前11時07分 再開 )

委員長 再開します。 奥村委員。

奥村委員 陳情書も読ませていただいて、理事者側からのご説明も聞かせていただいて、その中で、やっぱり、陳情は吉兼さんおひとりのご意見ですので、ため池のまわりの自治会のみなさまのお声も大事かなと思いますし、今聞かせていただいた課題も含めて、前向きな利活用に向けて、時間をかけて検討することも必要かなと思います。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私もいろいろお話聞かせていただきまして、自治会の総意ではないと、近隣のところも分からないというような状況なので、そこは、ちょっとこの陳情だけでは判断できないなというところがあります。最後にため池として存続をお願いしますと書いていらっしやいますけれども、さきほどの話でしたら、安全で、今後も管理しやすい方法とかというのを考えた場合に、ため池というかたちじゃなくても、町のほうと、住民さんのほうで、町からの思いというか、提案も含めて、いろんな安全な管理の方法あると思いますので、関連している自治会さんと提案もされながら、話あっていく必要があるのかなというふうに思いました。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 私も今、いろいろ意見聞かせてもらいまして、町のほうはちゃんと耐震のほうを考慮してやっているということで、町長が言ってはったように、どうしてもあかんかったら堤防とったらいいと、私もそういう考えでいいとは思いますが、まして、今、木澤委員も言っていたように、無駄っていったらおかしいですけども、慌てて耐震化とかそういうことをやって、あと、もし、自治会のほうでいろんな利活用がでてきて、それにやったことに対して、もう一回やらんなあかんとか、また次出さなあかんとかいうことになっても具合悪いと思いますので、町のほうが耐震についてはちゃんと管理してくれているってことで、私はそれを信じたらいいいんじゃないかなと思うんで、木澤委員が言っているように調査していったら、地元の意見聞いて、ちゃんとしていったらいいいんじゃないかなと。先ほど溝部委員いったように、ため池で残すというのはたぶん無理だろうと。液状化のこと考えたら、まわりの住民さんの安全なことを考えたら、それは私も無理じゃないかなと。

私もはじめ、この辺に防火水槽とか、その消火栓とかなんか思っていたんですけども、十分それに対応できるということで、西和消防がどうやこうやというのがないということが確認できましたので、私としたら木澤委員と同じような意見やと思います。

委員長 それでは、今、継続審査で住民の意見を聞いて、もう一回、結論出そうと、方向性を定めたいうえで、どうするのかをやろうという意見と、住民の意見を聞いて。

嶋田委員。

嶋田委員 とりまとめで、休憩しましょう。

委員長 それでは、いったん暫時休憩して、方向をとりまとめたいと思いますけれども。暫時休憩いたします。

( 午前 11 時 12 分 休憩 )

( 午前 11 時 22 分 再開 )

委員長 再開します。

皆様のご意見をお伺いしましたところ、継続審査というところで意見がまとまりましたので、継続審査ということでまとめさせていただきたいと思います。

宮崎委員。

宮崎委員 要望なんですけれども、3自治会に説明に行かれる時に、この液状化の話は十分してあげてください。よろしくお願いします。

委員長 暫時休憩します。

( 午前 11 時 24 分 休憩 )

( 午前 11 時 24 分 再開 )

委員長 再開します。

本陳情について、委員みなさんのご意見をお聞きするなかで、陳情者以外の下司田池付近の他の自治会の意向が分からないとのご意見がございましたので、そのことから早期に結論を出さず、委員それぞれが、さまざまな住民の意見を聞くなど、十分に調査研究した上で慎重審議し、結論を出したいといったことでもあります。

よって、本陳情書については、当委員会として、継続審査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、継続審査とするものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、藤ノ木古墳発掘調査40周年イベント「大和の大型横穴式石室の被葬者像にせまる」の関連行事についてであります。歴史・観光・文化にスポットをあてて、斑鳩町の魅力を楽しみながら学ぶイベントとして、斑鳩遊学プロジェクトによる町内の古墳巡りを、30名の参加者を得て、当町文化財専門職員の案内により11月24日に開催しております。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。12月10日、令和6年度第2回斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催し、今年度の事業進捗状況や来年度の展示会などの事業計画について委員のみなさまに説明や報告を行い、それらに対するご指導・ご助言を賜ったところでございます。その後、現在開催しております秋季特別展のご視察を行っていただきました。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) については、先ほど報告が終わっています。

次に、(2)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政  
課長

それでは、各課報告事項(2)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についてご報告いたします。

お手元の資料1をお願いいたします。

協働のまちづくり活動提案制度につきましては、行政と、その目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを、その目的として実施しているものでございます。

今回、来年度(令和7年度)の活動提案事業について募集いたしましたところ、2つの団体から応募があり、11月6日の選考委員会におきまして、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審査をいただきました。

その結果を受けまして、令和7年度の提案事業として、応募いただきました2事業とも内定させていただいたところでございます。

なお、各団体には、11月27日付で審査結果を通知させていただいておりますが、当該補助金につきましては、令和7年度一般会計予算にて予算計上させていただき、予算案の議決をいただきました後に、補助事業として認定することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、令和7年度の実施に係る「協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について」の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長

次に、(3)投票区及び投票所の指定の変更について、理事者の報告を求めます。松岡総務課長。

総務課長

それでは、投票区及び投票所の指定の変更についてご報告をさせていただきます。龍田西地区地域交流館は、本年7月から供用を開始しており、地域のコミュニテ

ィの活動の拠点として、ご利用いただいているところでございますけれども、本地域交流館の建設にあたりましては、周辺自治会の皆様と意見交換を行ってきたところでございます。

この協議に併せまして、本地域交流館を投票所として活用していくことについてもご意見を賜ってきたところでございます。これまで、第3投票所として使わせていただいていた紅葉ヶ丘自治会集会所につきましては、入口までのスロープは長く、傾斜がきつい、階段が多いなど、バリアフリーの観点からのご意見をいただいておりますことから、この紅葉ヶ丘自治会集会所にかえまして、地域交流館を第3投票所に変更しようというものでございます。

このことにつきましては、周辺自治会からは、投票所へのアプローチ、バリアフリーへの対応、また投票スペースの確保のしやすさなどの観点からも、特段の問題はなく、肯定的、好意的なご意見をいただいているところでございます。

このことから、現在、龍田西地区地域交流館を第3投票所として指定していくことについて検討をすすめているところでございますが、当該施設の立地の関係からは、併せて投票区を変更する必要があると、できるだけ、選挙人に混乱を生じることのないよう、現在の自治会のエリア、字、番地なども目安としながら、変更案の検討を進めているところでございます。その概要について、本日も説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料2をご覧くださいと思います。赤色の実線につきましては、現在の投票区割りを示すものでございます。この赤色破線でございますが、これが変更をしようとする区割りでございます。

龍田西地区地域交流館は、現在の第3投票区の北側に位置することから、大まかには第3投票区を北東側に拡大するイメージとしており、水色で着色した範囲を、第1投票区から第3投票区に編入することとし、隣接の投票区の投票所との距離感も考慮し、桃色で着色した範囲は、第3投票区から第12投票所へ編入しようとする案でございます。

これによりまして、第3投票区の選挙人の数といたしましては、現行の約630人から、変更案では約990人の規模に増加するよう想定しているところでございます。今後、さらに精査をいたしまして、3月の選挙管理委員会に諮り、決定をしたのち、選挙人への周知、広報を行いながら、来年夏に執行予定の参議院議員通常選挙からの適用としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、各課報告事項（３）投票区及び投票所の指定の変更についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
宮崎委員。

宮崎委員 ひとつだけ聞きたいんですけど、西地区の交流館ですけど、これ東側から行ったら車回れなかったと思うんですけど、今はもうなおっているんですかね。Uターンみたいなどできなかったと、西地区の交流館に入れへんかったように思うんですけど。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 パークウェイの南側の側道から、パークウェイをくぐっての交流館への入り方についてのご質問であろうかと思われましても、これにつきましては、交通島が現在存在することで、経路が確保しにくいというようなこととなってございます。

これにつきましては、従前から奈良国道事務所等とも協議をしてきたところでございますが、これを撤去するというようなことは、なかなか国道として受け入れられない、交通規制の中で難しいというような判断をされているところでございます。

従いまして、今の経路の代替案といたしましては、パークウェイ南側の側道を通りまして、パークウェイをくぐるのではなく、三室交差点までそのまま登っていただく、三室交差点から逆にパークウェイの方向へ戻りながら左へそれて、ランプ形状となってございますスロープを下っていただいて、東側からでしたらアプローチできようかというようなことで考えているところでございます。

なお、現在の投票区の変更につきましては、基本的には近隣の皆様の想定となつてございますので、徒歩での投票所へのご来場が多いのかなというふうには考えているところではございますが、また、今ご質問の中で交流館の利用についての考え方につきましては、利用者への周知をさせていただく、もしくは、また国道とも引き続き協議をさせていただくというような形で対応してまいりたいと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

委員長

次に、（４）地域交流館整備計画の見直しと地域集会所施設整備等補助金制度の充実について、理事者の報告を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、地域交流館整備計画の見直しと地域集会所整備等補助金制度の充実についてでございます。

地域交流館整備計画につきましては、遡りますと平成８年ごろに、地域コミュニティ活動の推進を目的として、当初９か所での建設計画をされてきたところでございますが、その後公共施設の整備、各自治会におけるコミュニティの拠点となる施設の建設などの情勢の変化を経て、平成２２年から、概ね１０年を目途といたしまして、龍田地区に２か所、法隆寺地区に１か所、興留地区に１か所の合計４か所の計画として進めてきたところでございます。

その後、平成２５年４月に法隆寺五丁地区地域交流館、令和６年７月に龍田西地区地域交流館の供用を開始し、さらに２か所の整備を進めることとなっておりますが、現計画の開始から約１４年を経過した現時点において、新たな整備を求める具体的な計画地等を示した要望は提出されていない状況でございます。

地域交流館の整備につきましては、大きな整備費用が必要となりますことから、これまで議会や監査の場におきましても、今後の財政見通しや社会情勢の変化等を考慮した計画見直し等の検討についてご意見をいただき、計画の再検討を行ってきたところでございます。

こうした中で、今年度、龍田西地区地域交流館の整備をもって、町域の東西地域において地域交流館の整備を実現できましたことから、地域交流館整備計画については、一旦終了としてまいりたいと考えているところでございます。

また一方では、コミュニティ拠点の整備につきましては、今後も重要な施策であるとの認識に変わりはなく、地域交流館整備計画の終了に代替する施策として、地域が主体となって地域交流館に相当する規模の集会所施設の整備を可能とすることを含めて、現行の斑鳩町地域集会所施設整備等補助金制度の見直しを行うこととし、更なる地域コミュニティ活動の支援を図ってまいりたいと考えております。

その概要につきましては、新築建物の購入につきましては、補助対象となる建築単価や補助金上限額の引上げ、また、地域交流館相当の施設の建設を想定した場合に一定規模を超える事業である場合には、補助率や上限額の引上げ、備品の購入につきましては、対象品目の限定の見直し、修繕等につきましては、対象工事費の下

限額の引下げなどについて検討をしてみたいと考えているところでございます。

これらにつきましては、次回の総務常任委員会におきまして、具体案を取りまとめましてご報告をさせていただきたいと考えているところでございますが、令和7年4月1日からの施行としてみたいという計画でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 それでは、安全安心課から1点ご報告を申しあげます。消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。

斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日から同月30日までの3日間実施いたします。

また、昨年度に引き続き、年末特別警戒にあたり、団員の士気高揚をはかるため、初日の28日(土)午後8時45分から役場地下大会議室及び正面駐車場において、年末特別警戒出発式を挙行いたします。

また、令和7年斑鳩町消防団出初式を、新年1月5日(日)午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。議長、副議長、総務常任委員会委員長におかれましては、公私ご多忙の中ではございますが、ご臨席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、消防関係の年末年始の行事予定につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長 なければ、私から1点ございます。  
皆さんに、来年度の継続審査の案件についてご相談をさせていただきたいと思  
います。

今回、議案となっています、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例等が本会  
議で可決された場合、来年4月から、本委員会の所管する事業の内容が一部変更と  
なります。

現在の継続審査案件である「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及  
び活用に関することについて」は、当委員会の所管ではなくなりますことから、新  
たな継続審査案件を2月の委員会でご協議いただきたいと考えておりますので、次  
回の委員会までに各自ご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。

木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させてほしいんですけど、先ほど委員の方からも、議会運営委員会  
で一度確認する必要があるんじゃないかなという意見が出たんですけども、この取  
扱いについては議会運営委員会で確認してからになるのか、それか何か定めがある  
のか、それによっても進め方変わってくると思うんですけど、それ確認できますか  
ね。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務 先ほどご意見としていただきました議運での審査についてでございます。

局長 今回の機構改革につきましては、それに伴って文化財行政が都市建設部の所管と  
いうこととなります。今回委員会条例におきまして、都市建設部の所管する事務が

建設水道常任委員会の事務ということになりますので、委員会条例に基づいた場合は、そのとおりの取扱いになると思います。そのうえで各委員会におきまして、来年4月以降の継続審査の内容についてご審議いただいたうえで、決定していただければいいのかなと考えております。

木澤委員　　そしたら、議運で確認するという手続きは必要ないということで理解しておきます。ルール上としては変更するという事は決まったことではあるけども、段取りについては議会運営委員会で確認していくということで。

議会事務局長　　今度の機構改革に伴う所管の関係につきまして、議会運営委員会の方でご協議いただきたいかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。協議といいますか、確認の方ですね、確認をお願いしたいかなと考えております。

委員長　　これをもって、その他については終わります。  
暫時休憩します。

（ 午前11時44分 休憩 ）

（ 午前11時44分 再開 ）

委員長　　再開します。  
次に、継続審査について、お諮りします。  
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長　　異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前11時45分 閉会 )